

リース契約を利用する場合は、交付される補助金相当額をリース契約に反映させ、予めリース料総額を低減する方式を推奨しています。リース会社様のご協力をお願い致します。

リースを利用した場合のリース料金の算定根拠明細書について

1. 月額リース料金が期間均等でない場合（初回又は最終支払い回で端数を含め支払う場合等）

- リース料金総額の差額は、補助金相当額以上であることが必要です。 [(B) ≥ (A)]
- 右記の事例のとおり、月額リース料金に端数が生じる場合は、リース料金総額は当該端数分を含めて記入し、当該端数分の調整方法が分かる内容をご記入ください。

事例)

- リース料金総額の差額（補助金相当額）：160,000円
- リース契約期間：60ヶ月

※リース料金総額の差額をリース契約期間で按分した場合

⇒月額リース料金の差額が2,666.666…円となり、月額で0.666…円の端数が生じます

軽減税率対策補助金 リース料金の算定根拠明細書				共通別紙	
				西暦20 年 月 日	
1. メーカー・開始日・リース契約期間・補助金相当額					
メーカー		開始日	西暦20 年 月 日		
リース契約期間	60 ヶ月	補助金相当額	(A) 160,000 円		
2. リース料金					
	補助金なしの場合	補助金ありの場合	差額		
リース料金総額 (消費税別)	300,000 円	140,000 円	(B) 160,000 円		
月額リース料金 (消費税別)	5,000 円	2,333 円	2,666 円		
事務局使用欄 (申請者は記入不要)					
2018年1月版					

例) 端数分の金額については、初回の支払いで調整します(初回のみ2,706円)。

2. 補助金相当額を月額リース料金の減額以外で中小企業者の資金的負担軽減を図る場合

- 右記の事例のとおり、補助金相当額を月額リース料金に反映しない場合は、中小企業者の資金的負担軽減が分かる内容をご記入ください。

※リース料金総額は必ずご記入ください。

軽減税率対策補助金 リース料金の算定根拠明細書				共通別紙	
				西暦20 年 月 日	
1. メーカー・開始日・リース契約期間・補助金相当額					
メーカー		開始日	西暦20 年 月 日		
リース契約期間	60 ヶ月	補助金相当額	200,000 円		
2. リース料金					
	補助金なしの場合	補助金ありの場合	差額		
リース料金総額 (消費税別)	300,000 円	100,000 円	200,000 円		
月額リース料金 (消費税別)	円	円	円		
事務局使用欄 (申請者は記入不要)					
2018年1月版					

例) 補助金相当額(200,000円)については、現金で還元し、中小企業者の資金的負担を軽減します。